

定 款

東京都中野区本町四丁目38番13号

日本ホルスタイン会館内

株式会社 構造計画研究所ホールディングス

(2026年9月10日一部変更)

第1章 総則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社構造計画研究所ホールディングスと称し、英文ではKOZO KEIKAKU ENGINEERING HOLDINGS Inc.と表示する。

(企業理念)

第2条 当社は、社会と共に目指す未来像として、「Thought : Innovating for a Wise Future」を掲げ、工学的アプローチで社会のあらゆる課題の解決に貢献し、様々なステークホルダーの皆様と共に賢慮ある未来社会を目指して、挑戦を続ける。

- 2 当社は、価値創造の源泉は「人」とであるという認識の基、当社に集う人々を「人才」と定義し、人才が生き活きと活躍できる「場」と「環境」を提供することを経営の最優先事項とする。
- 3 当社の経営指標は、営業利益に人件費とFRINGE BENEFITを加えた「総付加価値」とする。
- 4 当社は、多様性を尊重し、個々人の自己実現の場と成長機会を提供する。
- 5 当社は、独立系企業として、国内外の様々なパートナーと良好な関係を構築し協働する。
- 6 当社は、各ステークホルダーに対して、透明性の高いガバナンス体制を維持する。

(目 的)

第3条 当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を管理することを目的とする。

- (1) 技術コンサルタント業務
- (2) 建築設計及び構造設計並びに監理業務
- (3) 情報処理にかかわるソフトウェアの開発・保守及び運用業務
- (4) インターネット、ワイヤレス無線、データ解析及び情報配信システムの開発、販売並びに研究業務
- (5) 技術図書の出版業務
- (6) 技術教育セミナー等の研修業務
- (7) 不動産の賃貸業務

- (8) 新規分野開拓のための投資
- (9) 人材派遣及び紹介業務
- (10) 前各号に規定する業務に附帯又は関連する業務

2 当社は、前項各号に附帯又は関連する一切の業務を営むことができる。

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を東京都中野区に置く。

(機 関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会
- (3) 執行役
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第6条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、43,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第9条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第11条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第12条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役が定め、これを公告する。

(株式取扱規程)

第13条 当会社の株式に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた執行役の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第14条 当会社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年6月30日とする。

(招集権者及び議長)

第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。

- 2 株主総会の議長は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役が行う。当該取締役又は当該執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。

(電子提供措置等)

第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会の決議によって定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 議長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

- 2 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 指名委員会等

(各委員の選定)

第28条 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

(各委員会規程)

第29条 各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、各委員会の規程による。

第6章 執行役

(執行役の選任)

第30条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。

(任期)

第31条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。

(代表執行役の選定)

第32条 代表執行役は、取締役会の決議によって、執行役の中から選定する。

(執行役の責任免除)

第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる執行役（執行役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第34条 会計監査人の選任決議は、株主総会において、出席した株主の議決権の過半数の

決議をもって行う。

- 2 会計監査人の解任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（会計監査人の任期）

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任免除）

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であったものを含む。）の責任を法令の限度内において免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第8章 計算

（事業年度）

第37条 当社の事業年度は、毎年7月1日より翌年6月30日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第38条 当社は、剰余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）

第39条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日、6月30日、9月30日及び12月31日とする。

（配当金の除斥期間）

第40条 配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。